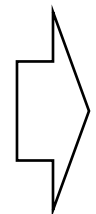


## ■提言推進状況管理表

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和2年度を中心に)	今後の方向性・課題等
1. 今後の障がい児保育の理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造	① 共生社会につながる「インクルーシブ(育ちあう)保育」の理念を掲げる	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ保育の理念に基づいた保育実践をつくっていくため、今後も引き続き提言書の周知を行い、より深く内容の共通理解を広めていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き提言書の市ホームページ掲載により周知しているが、市施策としてコロナ禍対応が優先され、理念浸透のための再周知等の追加取り組みが難しい</li> <li>園内では資料を基に周知している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書を研修の場面で活用いただく等、周知を定期的に行い、理念を深く広く浸透させていく</li> <li>引き続き園内研修等で共通理解を進めていく</li> </ul>
	② インクルーシブ(育ちあう)保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児保育審議会が、外部の専門性と現場実践者による審議の場として検証・提案</li> <li>市全体としての検討・推進体制を敷き、具体化を図りながらPDCAサイクルにより検証を加える会議体を設置</li> <li>実践により創り上げていく理念と方法論であることから、その内容は常に更新・進化を図るべく、公民協働で研究・検討を続ける場を設けて共有普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナによる登園自粛や感染予防のための保育内容の見直しが行われたため保育実践研究が進みにくい</li> <li>ユニバーサルデザインの視点に立った保育の視覚化・構造化を図り、安心して過ごせる環境整備</li> <li>公立こども園、医療型児童発達支援センターの職員を対象として、『特別支援教育・保育ゼミ』を実施(巡回指導への参加…R2年度はコロナ禍で他園への巡回指導に参加できず。特別支援教育・保育についての学習や交流)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい生活様式のもと、インクルーシブ保育の在り方について検討が必要</li> <li>児童の支援方法について職員間で共有する時間の確保が課題</li> <li>引き続き『特別支援教育・保育ゼミ』で保育の質の向上を図る</li> </ul>
2. 「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくり	③ コーディネーター(リーダー保育士)を導入し、園全体での対応力を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立での実践を踏まえ、コーディネーターの役割やノウハウ・資格等の検討を進め、全ての就学前施設で共有していくことが今後の課題</li> <li>私立園でのコーディネーター導入は今後の協議事項(当面は保育サポートのリーダー保育士が研修受講・伝達の役割を担う)(キャリア・アップ研修の活用等も検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立園では概ね学期に1回、支援児担当者会議を実施し、支援児を含めたクラスづくりについて検討</li> <li>公立園の特別支援教育コーディネーター会議に私立保育園連盟の代表者の参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立園での特別支援教育コーディネーターの配置にむけ、引き続き協議</li> <li>個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、PDCAサイクルにより園全体での対応力を高める</li> </ul>
	④ 障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的な相談・支援を進めるために、個人情報保護の観点を踏まえつつ、関係機関の情報共有・連携が課題</li> <li>保育施設入所後の市関係機関のフォローや、入園後の支援計画の作成等を相談する先を分かり易くという保育施設の声への対応が課題(保育と療育・家庭での過ごし方が、しっかり連動する支援計画・指導計画)</li> <li>学校教育への接続における連携強化が課題</li> <li>市関係機関の多様な専門職連携による後方支援強化</li> <li>重度障がい児(医療的ケア児)等の保育利用意向への対応に、協議・検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て総合支援ネットワークセンターにて発達検査を含む個別の対応や親子教室を実施し適切な支援機関へつなぐ</li> <li>就学前施設からの情報提供を参考にしながら、就学相談や、就学前施設への行動観察などを実施し、小学校へスムーズな接続が行えるよう連携</li> <li>医療型児童発達支援センターにて保育所等訪問支援事業を実施</li> <li>医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場として、地域連絡会を実施</li> <li>保健センターにて乳幼児健診実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的な相談・支援を進めるため、市関係機関の多様な専門職の連携</li> <li>就学にむけて保護者の不安に寄り添う相談体制の充実や学校教育への接続の連携強化</li> <li>保育施設に在籍していない子どもに対してのアプローチ方法の検討</li> <li>就学前施設に対して、小学校との接続の大切さや就学相談の取り組みを継続的に発信</li> <li>医療的ケア児等の保育利用について、受入れ要件の検討やガイドライン作成、受入れ体制の整備</li> </ul>

具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく

提言実現の方向性	仕組みづくりのポイント	これまでの方向性・課題等	実績・成果(令和2年度を中心に)	今後の方向性・課題等
3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくり	⑤ 個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを中心に置く「切れ目のない支援」を行うため、相互連携の仕組みを、総合的に発展・強化</li> <li>1) 市の関係機関による個別支援の強化として、保護者が児童にふさわしいサービスを組み合わせ利用できるように、ケアマネジメント機能を発揮</li> <li>2) 仕組み運用面でのコーディネート部門を検討</li> <li>3) 受け入れ施設の「個別の支援計画」作成支援として、市の関係機関による後方支援・研修等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援を利用する児童について、園と事業所が支援方法について共通認識を図る等の連携強化</li> <li>医療型児童発達支援センターにて入園児対象に相談支援計画作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設入所後の関係機関のフォロー体制の確立</li> <li>「切れ目のない支援」実現にむけ、こども総合支援センターによる相談機能の充実や、こども総合支援センターを核とした関係機関の相互連携強化</li> <li>子育てに困難さを感じている家庭へのフォローは、コロナ禍では特に丁寧且つ継続的に行っていく必要あり</li> <li>保育施設で個別の支援計画を作成するにあたり、ケースによっては関係機関の同席や助言がほしい</li> </ul>
	⑥ 各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調整会議」の位置づけは検討事項</li> <li>保育サポートの認定・審査、利用調整に際する関係機関調整の場としての実践を検証し、実施手法の見直しや、体制強化する必要性について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規申請の保育サポート児認定について、「調整会議」を実施し、関係機関からの聞き取り等を踏まえ加配対象児を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「調整会議」での保育サポートの認定審査、利用調整の手法を検証し、必要に応じて改善</li> </ul>
4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくり	⑦ 障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の保育標準時間を求めるニーズを踏まえたうえで、あくまで子どもを中心に置いたサービス利用ができるよう支援することを大前提に、あるべき保育サポート提供時間を整理</li> <li>障がい児へのケアマネジメントの普及</li> <li>認定こども園等での「個別の教育及び保育支援計画」策定取り組みの強化及び関係機関の支援</li> <li>保護者支援（ペアレントプログラム等）の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立園では入園、進級当初に保護者面談を実施、その際特別支援教育コーディネーターが同席し、気軽に相談にのれるような関係づくり</li> <li>保育サポート入所申請時等に、認定入所担当が相談にのり、適切な施設の紹介・案内</li> <li>公立園における「個別の教育・保育支援計画」様式の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを中心に置いた利用時間を前提としつつ、保護者の保育要件によっては保育標準時間利用を適用できるよう各園と調整</li> <li>こども総合支援センターの市民向け周知により相談窓口機能の充実</li> <li>「個別の教育・保育支援計画」に基づく支援の充実を各園で推進</li> <li>ペアレントプログラム等保護者支援の導入</li> </ul>
	⑧ 障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サポートの加配基準を、実践を重ねながら適正化</li> <li>医的ケア児等を入所決定できる基準を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に作成した保育サポート加配基準を活用し適切な入所調整を行う</li> <li>保育現場では、インクルーシブ保育の視点と併せて一人ひとりの必要度に応じた支援体制を工夫している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育サポート認定基準や加配基準の検証</li> <li>個々のケースに応じた適切な支援の実施</li> <li>医療的ケア児の保育受け入れにむけたガイドラインの作成と受け入れ体制の整備</li> </ul>
	⑨ 審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定・審査、利用調整、サービス案内過程を検証し、寄り添い型で保護者の選択を支援できる窓口対応としていく</li> <li>障がい児受け入れ施設に対し、利用調整後の情報伝達の仕方について、保育施設入所後のアフターフォローに繋げるような充実を図れないか検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童にとって適切な支援を共に考え、社会資源を紹介</li> <li>保護者同意のうえ、相談機関が把握している情報を障がい児受け入れ施設に提供することで、入所後の迅速な支援につなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童にとって適切な施設へつなげられるような相談体制の充実</li> <li>発達が気になる児童等、障がいの有無にかかわらず保護者が気軽に相談できる相談窓口の充実</li> </ul>
5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくり	⑩ 障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設で、インクルーシブ保育を推進していくためのリーダーの育成や体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『特別支援教育・保育ゼミ』において、医療型児童発達支援センターの見学実習、特別支援教育・保育園内研究会の実施、ST・OTによる研修会の実施</li> <li>園内の保育体制の余裕のなさやコロナ禍による研修中止のため人材育成につながりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育者の支援が個への手だてから集団の手だてへと発展し、子ども同士が助け合い育ちあう実践の蓄積</li> <li>参加者が主体的に学び合い、自園の推進役となるようなゼミの在り方の検討</li> </ul>
	⑪ ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、私立と合同での取り組みにまで広がっていく方向で、市内の身近な場で参加できる研修制度を体系的に創り上げる</li> <li>インクルーシブ保育の手法論(5つの手立て)について、公民ともに受講できる研修を実施</li> <li>公立認定こども園を中心に周辺近隣園との交流や実践的な研修活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家による巡回指導</li> <li>『特別支援教育・保育ゼミ』研修、特別支援教育・保育研修、学校園対象の特別支援に関する内容の研修(内容により就学前施設にも案内)</li> <li>WEB受講型の研修が主になり他園との交流が少ないため、保育実践のスキルアップにつながりにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回指導の機能充実</li> <li>特別支援教育コーディネーターの活用促進のための研修の充実</li> <li>保育現場のニーズに応じた研修内容や講師、実施場所等を検討</li> <li>公立こども園の実践を共有しながら、周辺施設と交流することを検討</li> </ul>



具体的な実施計画事業での取り組みにつなげていく